

○渡島廃棄物処理広域連合公告式条例

(平成12年9月27日条例第1号)

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条の規定に基づく渡島廃棄物処理広域連合（以下「広域連合」という。）の公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入しその末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、広域連合の掲示場に掲示して行う。

3 前項の掲示場は、広域連合の事務所の前に置く。

(規則の公布及び公表)

第3条 広域連合長の定める規則、規程等を公布し、又は公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して、広域連合長印を押さなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規則、規程等について準用する。

(広域連合の機関の定める規則等の公布及び公表)

第4条 前条第1項の規定は、議会その他広域連合の機関の定める規則、規程等で公布又は公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「広域連合長名」とあるのは「その機関の名称又はその機関を代表する者の名」と、「広域連合長印」とあるのは「その機関印又はその機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の規則、規程等について準用する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 当分の間、第2条第2項中「広域連合の掲示場」とあるのは「上磯町の掲示場」と、同条第3項中「広域連合の事務所」とあるのは「上磯町事務所」とする。